

市川市長所轄各社会福祉法人 理事長様

令和4年度の市川市社会福祉法人指導監査は、令和4年8月10日から令和5年2月15日までの期間において、10法人に対して実施いたしました。

指摘方法別の件数及び項目別の件数は、それぞれ別表1及び別表2のとおりです。

複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘とされた事案が、別表3のとおり、法人運営について10件、会計管理について2件ありましたが、その内容は、法人において特に注意を要するものと考えられます。

そこで、今般、複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘とされた事案について取り上げ、留意点をまとめてみましたので、実務の参考にしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知に用いる略称は次のとおりです。

- ・法人：社会福祉法人（但し、とくに「社会福祉法人」と明示する必要があるときは、略称を用いない。）
- ・法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- ・一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- ・会計省令：社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）
- ・認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）
- ・審査基準：認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」
- ・定款例：認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」
- ・運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）
- ・ガイドライン：「社会福祉法人指導監査実施要領の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」
- ・経営組織：「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（平成28年11月11日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）別添「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」
- ・経営組織Q&A：「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQの改訂について（平成28年11月11日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）別添「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A
- ・入札通知：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日付け雇児総発

0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省
雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害
保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知)

- ・解説：社会福祉法の解説（新版 社会福祉法令研究会編集）
- ・合併・事業譲渡等マニュアル：厚生労働省 令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業報告書」（2020（令和2）年3月み
ずほ情報総研株式会社） 資料編2 合併・事業譲渡等マニュアル
- ・定款変更 Q&A：社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて（平成28年
11月11日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）別紙「社会福祉法人制度改革の施行に伴
う定款変更に関する Q&A」
- ・指導監査 Q&A (vol.3)：社会福祉法人に対する指導監査に関する Q & A (vol.3)（平成30年4月16日
付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡 「社会福祉法人に対する指導監査に関する Q & A
(vol.3)」の送付について」別添1）

目次

第1. 【評議員会決議と特別の利害関係を有する評議員の存否の確認について】	4
第2. 【理事選任候補者の消極事項への該当の有無等の確認について】	5
第3. 【監事の選任案に係る現任の監事の同意について】	8
第4. 【監事選任候補者の消極事項への該当の有無等の確認について】	10
第5. 【理事会決議と特別の利害関係を有する理事の存否の確認について】	13
第6. 【理事会の決議を要する事項について決議が行われていない場合について】	
1. 理事長に委任されていない契約に係る理事会決議	15
2. 利益相反取引の承認に係る理事会決議	16
3. 内部規程の改正に係る理事会決議	17
第7. 【理事会議事録に記載すべき議事の経過の要領及びその結果の記載について】	19
第8. 【定款に理事の報酬等の額を定めていない場合について】	21
第9. 【定款に監事の報酬等の額を定めていない場合について】	23
第10. 【報酬等の支給の基準の定めについて】	25
第11. 【財産目録の作成について】	27
第12. 【財産目録に記載する基本財産の表記について】	29

別表1 指摘方法別の件数の集計

別表2 項目別の件数の集計

別表3 複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘とされた事案

別添1 特別の利害関係を有する評議員の存否を通知により確認する場合の書式の例

別添2 理事の宣誓書（案）

別添3 監事選任議案に関する監事の同意書（例）

別添4 監事の宣誓書（案）

別添5 特別の利害関係を有する理事の存否を通知により確認する場合の書式の例

第1. 【評議員会決議と特別の利害関係を有する評議員の存否の確認について】

評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることができない（法第45条の9第8項）ことから、当該特別の利害関係を有する評議員の存否について、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておく必要があるが、この確認を行っていない事案がみられた。

➡評議員は、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務（以下、「善管注意義務」という。）が課せられている（法第38条、民法（明治29年法律第89号、以下単に「民法」という。）第644条）ところ、評議員会において、ある決議につき特別の利害関係を有する評議員については、自己の利益のために議決権を行使する可能性があり、善管注意義務に従った議決権行使を期待することができず、決議の公正を害するおそれがあるため、その決議に加わることができない（法第45条の9第8項、解説241頁より編集）。

➡「特別の利害関係」とは、評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものである（ガイドラインIの3の（2）の2の着眼点の3つ目の○）。

➡当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認し、その結果を議事録に記載しておく必要がある（ガイドラインIの3の（2）の2の着眼点の3つ目の○より編集）。

➡もっとも、評議員会の招集通知と併せて、当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合や、評議員の職務の執行に関する法人の規程で、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合には、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、決議に利害関係がある評議員がいない場合には、議事録の記載も不要である（ガイドラインIの3の（2）の2の着眼点の3つ目の○）。

➡評議員会の招集通知と併せて（決議の省略により評議員会の決議を行おうとする場合は、「提案書と併せて。」）、当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発する場合の書式の例については、別添1「特別の利害関係を有する評議員の存否を通知により確認する場合の書式の例」を参考にすること。

第2.【理事選任候補者の消極事項への該当の有無等の確認について】

法人は、理事の選任に当たり、理事の選任候補者が欠格事由に該当しないか、評議員又は監事を兼ねていないか及び暴力団員等の反社会的勢力の者でないか、並びに理事のうちに各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれることとならないか（以下、「理事選任候補者の消極事項への該当の有無等」という。）について確認を行う必要がある（法第44条第1項により準用される法第40条第1項、法第40条第2項、第44条第2項、第6項、規則第2条の10、審査基準第3の1の（6））が、理事の選任手続において、理事選任候補者の消極事項への該当の有無等を確認していない事案がみられた。

➡法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要がある（ガイドラインIの4の（3）の1の着眼点の2つ目の○）。

➡理事選任候補者の消極事項への該当の有無等の確認については、選任候補者が重任となる見込みの場合であっても、同様に行うこと。

➡確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる（ガイドラインIの4の（3）の1の着眼点の2つ目の○）。

➡誓約書の例については、別添2「理事の宣誓書（案）」を参考にすること。

➡理事選任候補者の消極事項への該当の有無等の確認は、評議員会に提案する理事選任候補者の選任案を理事会で決定するときは、同理事会の開催前に行うこととし、同確認に使用する資料については、同確認に必要な期間を考慮の上、事前に入手すること。

➡法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり（法第24条第1項）、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが求められるため、理事選任候補者の消極事項への該当の有無等を確認するために使用した資料については、法人において適正に保管しておくこと。

- ➡欠格事由について（法第44条第1項により準用される法第40条第1項関係）
- ・法人の社会的信頼性と、適正な運営の確保を図るため、欠格事由を定め、一定の者の選任が制限されている（解説213頁より編集）。
 - ・法定の欠格事由に該当する者を選任する評議員会の決議がなされた場合は、当該決議の内容は法令に違反するものとして無効となる（法第45条の12の規定により準用される一般法人法第265条第2項）（解説198頁）。
 - ・在任中に欠格事由に該当するに至った場合には、その時からその者は資格の喪失によって退任し、当然に理事としての地位を失うことになる（解説198頁）。
 - ・欠格事由については、法第40条第1項各号を確認すること。

- ➡兼職禁止について（法第40条第2項及び第44条第2項関係）
- ・評議員は、評議員会の構成員として、理事の選任・解任を通じて、理事の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の理事を兼ねることはできない（法第40条第2項）（経営組織第2章の（2）のウより編集）。
 - ・監事は、理事の職務の執行を監査する立場にある（法第45条の18第1項）ため、理事からの独立性を高め、理事への牽制機能の実効性を確保するため、自らが監事を務める法人の理事を兼ねることはできない（法第44条第2項）（解説213頁より編集）。

- ➡暴力団員等の反社会的勢力の者について（審査基準第3の1の（6）関係）
- ・法人の業務の高い公益性に鑑み、法人は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）」をはじめとする「反社会的勢力の者」と関わりを持つてはならず、従前より、審査基準第3の1の（6）に基づき、これらの者については、理事候補者から排除してきたところである（ガイドラインIの4の（3）の1の着眼点の1つ目の○及び解説198～199頁より編集）。
 - ・これらの者のうち、暴力団員等については、法改正により、令和4年4月1日から、理事の欠格事由に追加されたことに留意すること（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日法律第52号、以下「令和2年改正法」という。）第2条、法第44条第1項により準用される法第40条第1項第6号）。
 - ・暴力団員等に該当しない反社会的勢力の者については、理事の欠格事由には該当しないが、引き続き理事候補者から排除するようにすること。

・「反社会的勢力」については、その形態が多様であり、また、その時々々の社会情勢に応じて変化し得るものであること、暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化が進んでいることに留意すること（令和元年12月10日内閣衆質200第112号内閣総理大臣「反社会的勢力の定義に関する質問主意書に対する答弁書」（以下、「首相答弁書」という。）より編集）。

➡理事のうち各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれることとならないかについて（法第44条第6項及び規則第2条の10関係）

・法人は、営利企業等では本質的に対応することが困難なニーズへの対応が求められ、法人が特定の利害を代表する集団から支配されるような場合には、法人の本来の目的に反した業務運営が行われるおそれがあることから、理事の構成について一定の制限が設けられている（解説216頁より編集）。

・理事のうちには、各理事について、特殊の関係がある者及び当該理事の合計数が理事総数の3分の1（特殊の関係がある者の実人数の上限は当該理事を含めずに3人まで）を超えて含まれることになってはならない（ガイドラインIの4の（3）の1の着眼点の1つ目の○より編集）。

・理事のうちの各理事について特殊の関係がある者については、法第44条第6項及び規則第2条の10各号を確認すること。

第3.【監事の選任案に係る現任の監事の同意について】

理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数の同意を得なければならない（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）が、この同意を得ていない事案がみられた。

➡「監事の過半数」とは、当該議案の提出時において在任する監事の過半数をいう（ガイドラインIの5の（2）の1の着眼点の2つ目の○の注2より編集）。

➡在任する監事が2名の場合は2名の同意が必要となる。

➡監事の選任に関する議案について評議員全員の同意により評議員会の決議があったものとみなされることとするために、理事が各評議員に同議案を提案する場合も同様である。

➡法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり（法第24条第1項）、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが求められる。

そのため、評議員会に提出する監事の選任に関する議案について監事の過半数の同意を得たときは、これを証する書類を適正に作成し保存しておくこと。

➡評議員会に提出する監事の選任に関する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない（ガイドラインIの5の（2）の1の着眼点の2つ目の○より編集）。

➡監事の同意書は、別添3「監事選任議案に関する監事の同意書（例）」を参考にすること。

➡評議員会に提出する監事の選任に関する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを理事会議事録に記載するときは、次の例を参考にすること。

「第〇号議案 次期役員候補者の件

事務局より、評議員会に提出する議案として、議案書「役員候補者推薦書（案）」に基づき説明があり、事務局案として、理事4名と監事2名を重任とし、理事2名を新任の候補者としたことについて説明があった。

（途中略）

また、事務局より、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、現任の監事の過半数以上の同意が必要とされている旨を説明したところ、現任の監事である〇〇監事及び〇〇監事から、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を監事に選任する議案を評議員会に提出することに同意する旨、発言があった。

〇〇議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はございませんか。

〇〇理事

〇〇議長 その他、ご質問等はございませんか。ないようですので、お諮りします。第2号議案について、承認ということよろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

〇〇議長 本件は原案のとおり出席理事全員の賛成をもって議決されたものと認めます。

（途中略）

令和〇年〇月〇日

議事録署名人

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

監 事 ○ ○ ○ ○ 印

監 事 ○ ○ ○ ○ 印」

第4.【監事選任候補者の消極事項への該当の有無等の確認について】

法人は、監事の選任に当たり、監事の選任候補者が欠格事由に該当しないか、評議員、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねていないか及び暴力団員等の反社会的勢力の者でないか、並びに監事のうちに各役員（理事及び監事）について特殊の関係にある者が含まれることとならないか（以下、「監事選任候補者の消極事項への該当の有無等」という。）について確認を行う必要がある（法第44条第1項により準用される法第40条第1項、法第40条第2項、第44条第2項、第7項、規則第2条の11、審査基準第3の1の（6））が、監事の選任手続において、監事選任候補者の消極事項への該当の有無等を確認していない事案がみられた。

➡法人においては、監事の選任に当たり、欠格事由を有していないか、各役員（理事及び監事）と特殊の関係にある者が含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要がある（ガイドラインIの5の（2）の2の着眼点の2つ目の○）。

➡監事選任候補者の消極事項への該当の有無等の確認については、選任候補者が重任となる見込みの場合であっても、同様に行うこと。

➡確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる（ガイドラインIの5の（2）の2の着眼点の2つ目の○）。

➡誓約書の例については、別添4「監事の宣誓書（案）」を参考にすること。

➡監事選任候補者の消極事項への該当の有無等の確認は、評議員会に提案する監事選任候補者の選任案を理事会で決定するときは、同理事会の開催前に行うこととし、同確認に使用する資料については、同確認に必要な期間を考慮の上、事前に入手すること。

➡法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり（法第24条第1項）、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが求められるため、監事選任候補者の消極事項への該当の有無等を確認するために使用した資料については、法人において適正に保管しておくこと。

- ➡欠格事由について（法第44条第1項により準用される法第40条第1項関係）
- ・法人の社会的信頼性と、適正な運営の確保を図るため、欠格事由を定め、一定の者の選任が制限されている（解説213頁より編集）。
 - ・法定の欠格事由に該当する者を選任する評議員会の決議がなされた場合は、当該決議の内容は法令に違反するものとして無効となる（法第45条の12の規定により準用される一般法人法第265条第2項）（解説198頁）。
 - ・在任中に欠格事由に該当するに至った場合には、その時からその者は資格の喪失によって退任し、当然に監事としての地位を失うことになる（解説198頁）。
 - ・欠格事由については、法第40条第1項各号を確認すること。

- ➡兼職禁止について（法第40条第2項及び第44条第2項関係）
- ・評議員は、評議員会の構成員として、監事の選任・解任を通じて、監事の職務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の監事を兼ねることはできない（法第40条第2項）（経営組織第2章の（2）のウより編集）。
 - ・監事は、理事の職務の執行を監査する立場にある（法第45条の18第1項）ため、理事からの独立性を高め、理事への牽制機能の実効性を確保するため、自らが監事を務める法人の理事又は職員を兼ねることはできない（法第44条第2項）（解説213頁より編集）。

- ➡暴力団員等の反社会的勢力の者について（審査基準第3の1の（6）関係）
- ・法人の業務の高い公益性に鑑み、法人は暴力団員等をはじめとする「反社会的勢力の者」と関わりを持つてはならず、従前より、審査基準第3の1の（6）に基づき、これらの者については、監事候補者から排除してきたところである（ガイドラインIの5の（2）の2の着眼点の1つ目の○及び解説198～199頁・213頁より編集）。
 - ・これらの者のうち、暴力団員等については、法改正により、令和4年4月1日から、監事の欠格事由に追加されたことに留意すること（令和2年改正法第2条、法第44条第1項により準用される法第40条第1項第6号）。
 - ・暴力団員等に該当しない反社会的勢力の者については、監事の欠格事由には該当しないが、引き続き監事候補者から排除するようにすること。
 - ・「反社会的勢力」については、その形態が多様であり、また、その時々々の社会情勢に応じて変化し得るものであること、暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化が進んでいることに留意すること（首相答弁書より編集）。

➡監事のうちに各役員（理事及び監事）について特殊の関係にある者が含まれることとならないかについて（法第44条第7項及び規則第2条の11関係）

・法人は、営利企業等では本質的に対応することが困難なニーズへの対応が求められ、法人が特定の利害を代表する集団から支配されるような場合には、法人の本来の目的に反した業務運営が行われるおそれがあることから、監事の構成について一定の制限が設けられている（解説216頁より編集）。

・監事は、理事の職務執行を監査する立場にあり、理事との間、監事同士の間において独立性が強く求められることを踏まえ、理事同士以上の規制がなされている（解説216頁より編集）。

・監事のうちには、各役員（理事及び監事）について特殊の関係がある者が含まれることになってはならない（ガイドラインIの5の（2）の2の着眼点の1つ目の○より編集）。

・監事のうちの各役員（理事及び監事）について特殊の関係がある者については、法第44条第7項及び規則第2条の11各号を確認すること。

第5. 【理事会決議と特別の利害関係を有する理事の存否の確認について】

理事会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する理事が加わることができない（法第45条の14第5項）ことから、当該特別の利害関係を有する理事の存否について、その決議を行う前に、法人が各理事について確認しておく必要があるが、この確認を行っていない事案がみられた。

➡理事は、評議員と同様に法人の職務の遂行に係る善管注意義務が課せられている（法第38条、民法第644条）ことに加え、法令及び定款を遵守し、法人のため忠実に職務を遂行する義務（以下、「忠実義務」という。）も課せられている（法第45条の16第1項）ところ、理事会において、ある決議につき特別の利害関係を有する理事については、自己の利益のために議決権を行使する可能性があり、善管注意義務及び忠実義務に従った議決権行使を期待することができず、決議の公正を害するおそれがあるため、その決議に加わることができない（法第45条の14第5項）。

➡「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する善管注意義務及び忠実義務を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものである（ガイドラインIの6の（1）の2の着眼点の3つ目の○より編集）。

➡「特別の利害関係」がある場合としては、理事の競業取引（理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと）や利益相反取引（理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと）の承認（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条第1項）や理事の損害賠償責任の一部免除の決議（法第45条の20第4項により準用される一般法人法第114条第1項（法人の定款に規定がある場合に限る。））等の場合がある（ガイドラインIの6の（1）の2の着眼点の3つ目の○）。

➡理事会の決議に特別の利害関係を有している理事が加わっていないかについては、その決議を行う前に、法人が各理事について確認し、その結果を議事録に記載しておく必要がある（ガイドラインIの6の（1）の2の着眼点の3つ目の○より編集）。

➡もっとも、当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には、法人に申し出ることを定めた通知を発出した場合や、理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければな

らないことを定めている場合は、個別の議案の議決の際に法人で改めてその確認を行う必要はなく、決議に利害関係を有する理事がない場合には、議事録への記載も不要である（ガイドラインⅠの6の（1）の2の着眼点の3つ目の○）。

➡理事が当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知（決議の省略により理事会の決議を行おうとする場合は、「提案書」。）を発する場合の書式の例については、別添5「特別の利害関係を有する理事の存否を通知により確認する場合の書式の例」を参考にすること。

第6. 【理事会の決議を要する事項について決議が行われていない場合について】

理事会の決議を要する事項については、法令や定款等の内部規程に個別に規定されているが、令和4年度の法人指導監査において文書指摘があった事項は次のとおりである。

1. 理事長に委任されていない契約に係る理事会決議

理事長等の理事に委任されていない法人の業務執行の決定については、理事会の決議によることを要する（法第45条の13第2項第1号、ガイドラインIの6の（1）の2の着眼点の2つめの○）が、理事長に委任されていない不動産売買契約や工事請負契約について、理事会の決議によらず、理事長が決定している事案がみられた。

➡理事会は、法人の全ての業務執行の決定を行う意思決定機関であり、法人の業務執行は、理事会の決議により決定するのが原則である（法第45条の13第2項第1号、定款例第24条第1号）。

もともと、法第45条の13第4項の規定により理事に委任することができない重要な業務執行を除くほか、日常の業務として、理事会が定款施行細則等の規程等により定める業務に限り、理事長が専決することはできる（定款例第24条ただし書、ガイドラインIの6の（1）の3の着眼点の1つ目の○）。

➡しかしながら、理事会は、法第45条の13第4項各号に列挙している事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

これは、社会福祉法人の事業運営に大きな影響を及ぼす可能性の高い事項について慎重な決定を求めるとともに、一部の理事による専横や複数の理事が法人の経営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためである（解説258～259頁）。

➡法第45条の13第4項の規定により理事に委任することができない重要な業務執行に当たる契約（以下、「重要な契約」という。）を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約の申し入れ又は承諾に係る法人の意思を決定するために、理事会決議を行う必要がある（法第45条の13第4項、民法第522条第1項、入札通知1の（8）の前段）。

また、この理事会決議は、契約内容に、法人の意思に基づかない部分を生じないように、相手方に対し申し入れ又は承諾の意思表示を行う契約内容を記した契約書案を作成又は入手の上、当該契約書案のとおり契約を締結することについて

行う必要がある。

➡法人の定款施行細則等の規程等により理事長に委任されていない契約については、重要な契約に該当すると考えられるので、契約を締結する前に理事会を開催し、当該契約の申し入れ又は承諾に係る法人の意思を決定するとともに、契約書案により、相手方に対し申し入れ又は承諾の意思表示を行う契約内容を決定する決議を行うこと。

2. 利益相反取引の承認に係る理事会決議

理事は、理事が自己又は第三者のために社会福祉法人与取引（以下、「利益相反取引」という。）をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条第1項第2号）が、理事の利益相反取引について、理事会の承認を受けていない事案がみられた。

➡理事の利益相反取引について理事会の承認を要するのは、理事が法人に対する善管注意義務及び忠実義務を課せられていること（法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項）を踏まえ、理事が自己又は第三者の利益を図り、法人の利益を害するおそれのある取引を行うことを防止するためである（解説275頁より編集）。

➡理事会の承認を受けずに利益相反取引が行われたときは、理事が法人の代表として行った行為については、当該理事がした行為（法人の代表権に基づかない無権代理行為）とみなされる（民法第108条第2項）。

➡「第三者のために社会福祉法人与取引をしようとするとき」とは、「第三者である法人を代表・代理したり、第三者である個人の代理人として社会福祉法人与取引をしようとするとき」をいい、例えば、甲社会福祉法人の理事Aが乙株式会社の代表として乙株式会社のために甲社会福祉法人与売買契約を締結するような場合もこれに該当する（合併・事業譲渡等マニュアル132頁より編集）。

➡「重要な事実」の開示は、理事会が承認をすべきか否かを判断するための資料を提供するために行われる。したがって、重要性の判断もこの見地からなされ、「重要な事実」の具体例としては、取引の相手方、取引の種類、目的物、数量、

価格、履行期、取引の期間などが考えられる(経営組織Q&A問44-3-2の答)。

➡理事の利益相反取引の承認の決議については、当該理事は特別の利害関係を有するので、議決に加わることができないことに留意すること(法第45条の14第5項、ガイドラインIの6の(1)の2の着眼点の3つ目の○の注1及び注3)。

➡理事の利益相反取引が行われた場合、理事会の承認の内容に沿った取引が行われているかどうかなどについて事後的な確認を行う必要があることから、当該理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告すること(法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第2項)。

➡理事が理事会の承認を受けて利益相反取引を行った場合であっても、価格の不当や理事の債務不履行等により社会福祉法人に損害が生じることもある。

この場合、関係する理事(①当該取引を行おうとして理事会の承認を受けた理事、②社会福祉法人が当該取引をすることを決定した理事及び③当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事)は、任務懈怠が推定され(法第45条の20第3項)、損害賠償責任を負う(同条第1項)ことがあるので、適正な職務執行に努めること(解説295頁より編集)。

また、当該取引に関する理事会の承認の決議に参加した理事であって、当該理事会の議事録に異議をとどめないものについては、その決議に賛成したものと推定されることに留意すること(法第45条の14第8項)。

3. 内部規程の改正に係る理事会決議

内部規程には、評議員選任・解任委員会の運営についての細則、経理規程及び定款施行細則等、理事会において定めることとされている規定がある(定款例第6条第3項後段、第34条及び第40条)が、これらの規程について、理事会の決議によらずに改正している事案がみられた。

➡法人で定める内部規程のうち、定款で理事会において定めることとされている内部規程については、その改廃についても、各内部規程の定めにより、理事会の決議により行うこととするのが通常である。

法人で定める各内部規程につき、その改正方法の定めについて確認しておくこと。

➡理事会の決議により改正することとされている内部規程を改正するときは、理事

は、法人に対する善管注意義務及び忠実義務（法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項）を果たすべく、改正後の規程が、法令、通知、定款及び法人で定めたその他の各種内部規程に違反するものでないこと、並びに法人の実情に即さないこととならないことを十分に確認のうえ、理事会の決議により改正を行うこと。

➡ 監事も、評議員及び理事と同様に法人の職務の遂行に係る善管注意義務が課せられており（法第38条、民法第644条）、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項）。

したがって、理事会の決議により改正することとされている内部規程を改正するときは、監事は、法人に対する善管注意義務を果たすべく、改正後の規程が、法令、通知、定款及び法人で定めたその他の各種内部規程に違反するものでないこと、並びに法人の実情に即さないこととならないことを十分に確認のうえ、不適切な改正が行われないよう職務を尽くすこと。

第7.【理事会議事録に記載すべき議事の経過の要領及びその結果の記載について】

理事会は、法人の業務執行の決定等を決議により行う重要な機関であり、その決議の内容については、議事録に適切に記録される必要がある（法第45条の14第6項、規則第2条の17）が、議案を承認した決議について、議事録に当該事項に係る議事の経過の要領及びその結果の記載が欠落している事案のほか、議事録に決議の内容の記載を欠いていたり、別添文書として引用した文書（議案書及びその説明のための参考資料等の文書）が綴じられていないため、決議の内容を確認することができない事案がみられた。

➡法人は、理事会の議事について、規則第2条の17の定めるところより議事録を作成し、主たる事務所に備え置き、閲覧等の請求に応じなければならない（法第45条の14第6項、第45条の15）が、これは、法人の高い公益性と非営利性に鑑み、その運営の状況について国民に対する説明責任を果たすとともに、議事録に法人の意思決定の経過を正確に記録することにより、紛争等が生じた場合の証拠としようとするためである（解説263・264、269頁より編集）。

したがって、理事会の議事録に、その内容を構成する「理事会の議事の経過の要領及びその結果」（規則第2条の17第3項第3号）を記載するときは、理事会が行った決議（承認、決定、選任、変更等）の内容がわかるように記載する必要がある。

➡理事会の議事録には、全ての議案ごとに、議事の経過の要領及びその結果について、理事会が行った決議（承認、決定、選任、変更等）の内容がわかるように明確に記載すること。

➡議案を承認した決議について、議事録に当該事項に係る議事の経過の要領及びその結果の記載がまるまる欠落している場合のほか、次のような場合も記録として適切ではないので、こうしたことのないよう留意すること。

議事録に、決議事項に係る承認につき、「議題につき説明を行い異議なく承認された」旨の記載しかなく、承認された内容を確認することができない場合。

- ・決議の内容を理事会議事録に記載するときは、次の例を参考にすること。

例1) 決議の内容を議事録本文に記載する場合の例（この場合は、議決された内容を、漏れなく、具体的に記載すること。）

「したがって、本案は、下記のとおり議決されたものと認めます。

記

.....
.....

以上」

例2) 決議の内容を記載した議案書を議事録に添付する場合の例（この場合は、当該議案書を議事録と一体のものとして合綴しておくこと。なお、下述のとおり、袋綴じにしておくことが望ましい。）

「したがって、本案は、別添議案書第○議案「○○○（案）」のとおり、議決されたものと認めます。」

議事録の本文中「別紙のとおり」等の要領により記載し、本文に決議の内容の記載を省略している場合において、議事録に当該別紙が綴られていないため、その部分について内容の確認ができない場合。

- ・決議の内容について、別紙（議案書及びその説明のための参考資料等の文書）を引用して記載する場合は、その旨を本文中に明記するとともに、当該別紙を議事録の末尾に一体として綴り、別紙と併せて、その内容を確認することができるようにすること。
- ・議事録で別紙を引用する場合は、別紙の差し替えによる議事録の改ざん等を防止する必要があるので、当該別紙を議事録とともに袋綴じにしておくことが望ましい。

➡理事会議事録については、出席した理事（ただし、定款に定めることにより、出席した理事長とすることも可。）及び監事全員の署名又は記名押印が必要とされている（法第45条の14第6項）ところ、議事録署名人である理事及び監事は、善管注意義務（理事は、これに加え忠実義務）を果たすべく（法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項）、理事会議事録へ署名又は記名押印するときは、全ての議案ごとに、議事の経過の要領及びその結果について、理事会が行った決議（承認、決定、選任、変更等）の内容がわかるように明確に記載されていることを確認し、誤り又は不備がある場合にはこれを訂正させたいうで行うこと。

第8.【定款に理事の報酬等の額を定めていない場合について】

理事の報酬等の額は、定款に定めていない場合には、評議員会の決議によって定める必要がある（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条）が、定款に理事の報酬等の額を定めておらず、かつ評議員会の決議によっても定めていない事案がみられた。

➡理事の報酬等の額は、定款に定めていない場合には、評議員会の決議によって定めなければならない（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条）が、これは、理事の報酬等の額を定款又は評議員会の決議により定めることで、理事への牽制・監視機能の実効性を確保するためである（解説276・277頁より編集）。

➡理事の報酬等の額は、定款又は評議員会の決議によって定めること。

評議員会の決議によって定める場合は、個別の決議によって定めるほか、別途法第45条の35の規定により定めることを要する「報酬等の支給の基準」（以下、「報酬等の支給の基準」という。）の中に規定し、評議員会の承認を受けることとしても差し支えない。

➡定款又は評議員会の決議によってその額を定めなければならない理事の報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益をいう（法第45条の16第4項の規定により準用される一般法人法第89条）。

➡費用弁償分については報酬等に含まれない（定款例第21条の（備考三））。

➡評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しないが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれるものである（ガイドラインIの8の冒頭の1つ目の○の（注））。

➡理事が職員を兼務している場合において、当該理事が職員として受ける財産上の利益は、報酬等には含まれない（ガイドラインIの8の冒頭の1つ目の○の（注）より編集）。

➡理事の報酬等の額を定款又は評議員会の決議によって定めるときは、各年度に理事全員に対して支給する総額の範囲又は各年度に理事一人あたりに支給する総額の範囲を定めることとし、「各年度の総額（又は、一人あたりの各年度の総額）が〇〇

〇〇〇〇円を超えない範囲で」と規定することが適当である（定款例第21条、定款変更 Q&A 問18の答及び問19の答より編集）。

➡理事と監事を区別しないで、各年度に役員全員に支給する報酬等の合計額の範囲を定めた場合、理事の報酬等の額及び監事の報酬等の額を定めたことにはならないことに注意すること。

➡理事の報酬等は無報酬とする場合には、報酬等の額を定めるときは無報酬である旨を定めることになるが、定款において無報酬と定めるか、評議員会の決議によって無報酬と定めること。

定款において「支給することができる」と規定しつつ、当面の間は支給する予定がない場合は、評議員会の決議によって無報酬と定めること。

評議員会の決議によって定める場合は、個別の決議によって定めるほか、報酬等の支給の基準の中に規定し、評議員会の承認を受けることとしても差し支えない。

なお、定款において無報酬と定めた場合については、法令により公表が義務づけられた定款により無報酬であることが確認できるため、報酬等の支給の基準を別途策定する必要はないが、評議員会の個別の決議によって定める場合については、別途報酬等の支給の基準を策定し、無報酬であることを規定する必要がある（指導監査 Q&A (vol. 3) 問2の答より編集）。

第9.【定款に監事の報酬等の額を定めていない場合について】

監事の報酬等の額は、定款に定めていない場合には、評議員会の決議によって定める必要がある（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項）が、定款に監事の報酬等の額を定めておらず、かつ評議員会の決議によっても定めていない事案がみられた。

➡監事の報酬等の額は、定款に定めていない場合には、評議員会の決議によって定めなければならない（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項）が、これは、理事の職務執行を監査するという監事の役割を踏まえ、監事の報酬等の額の定めについて、理事会の決議にかからしめることは不適切であり、また、評議員会による監事への牽制・監視機能の実効性を確保するためである（解説287頁より編集）。

➡監事の報酬等の額は、定款又は評議員会の決議によって定めること。

評議員会の決議によって定める場合は、個別の決議によって定めるほか、別途報酬等の支給の基準の中に規定し、評議員会の承認を受けることとしても差し支えない。

➡定款又は評議員会の決議によってその額を定めなければならない監事の報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益をいう（法第45条の16第4項の規定により準用される一般法人法第89条）。

➡費用弁償分については報酬等に含まれない（定款例第21条の（備考三））。

➡評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しないが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれるものである（ガイドラインIの8の冒頭の1つ目の○の（注））。

➡監事の報酬等の額を定款又は評議員会の決議によって定めるときは、各年度に監事全員に対して支給する総額の範囲又は各年度に監事一人あたりに支給する総額の範囲を定めることとし、「各年度の総額（又は、一人あたりの各年度の総額）が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で」と規定することが適当である（定款例第21条、定款変更Q&A問18の答及び問19の答より編集）。

➡理事と監事を区別しないで、各年度に役員全員に支給する報酬等の合計額の範囲を定めた場合、理事の報酬等の額及び監事の報酬等の額を定めたことにはならないことに注意すること。

➡監事の報酬等は無報酬とする場合には、報酬等の額を定めるときは無報酬である旨を定めることになるが、定款において無報酬と定めるか、評議員会の決議によって無報酬と定めること。

定款において「支給することができる」と規定しつつ、当面の間は支給する予定がない場合は、評議員会の決議によって無報酬と定めること。

評議員会の決議によって定める場合は、個別の決議によって定めるほか、報酬等の支給の基準の中に規定し、評議員会の承認を受けることとしても差し支えない。

なお、定款において無報酬と定めた場合については、法令により公表が義務づけられた定款により無報酬であることが確認できるため、報酬等の支給の基準を別途策定する必要はないが、評議員会の個別の決議によって定める場合については、別途報酬等の支給の基準を策定し、無報酬であることを規定する必要がある（指導監査 Q&A (vol. 3) 問 2 の答より編集）。

第10. 【報酬等の支給の基準の定めについて】

理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等の支給の基準には、役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分及び報酬等の金額の算定方法並びに支給の方法等を定めなければならない（法第45条の35第1項、規則第2条の42）が、これらの事項が定められていない事案がみられた。

➡法人は、役員等に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定め、これを公表しなければならない（法第45条の35第1項、第59条の2第1項第2号）が、これは、法人の高い公益性と非営利性に鑑み、その公益性を確保し、事業運営の透明性の向上を図るとともに、その役員等に対し支給する報酬等の内容について、国民に対する説明責任を果たしうるようにするためである（ガイドラインIの8の冒頭の1つ目の○及び解説487頁より編集）。

➡法第45条の35第1項の規定により支給の基準を定めなければならないとされる役員等の報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう（法第45条の34第1項第3号）。

➡報酬等の支給の基準には、役員等の勤務形態に応じた①報酬等の区分及び②報酬等の金額の算定方法、並びに③支給の方法及び④支給の形態に関する各事項を定めなければならない（規則第2条の42）。

また、無報酬とする場合には、定款に無報酬とする旨を定めている場合を除き、その旨を報酬等の支給の基準に定めることが必要である（指導監査Q&A(vol.3)問2の答、ガイドラインIの8の冒頭の1つ目の○、3つ目の○及び解説331頁より編集）。

➡役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分に関する事項について

- ・ 常勤・非常勤別に報酬を定めること（経営組織第6章の（5）の3つ目の・の①）。

➡役員等の勤務形態に応じた報酬等の金額の算定方法に関する事項について

- ・ 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること（経営組織第6章の（5）の3つ目の・の②の（a））。

- ・ 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）（経営組織第6章の（5）の3つ目の・の②の（b））。
- ・ 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない（経営組織第6章の（5）の3つ目の・の②の（c））。
- ・ 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される（経営組織第6章の（5）の3つ目の・の②の（d））。

➡支給の方法に関する事項について

- ・ 支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいう（経営組織第6章の（5）の3つ目の・の③）。

➡支給の形態に関する事項について

- ・ 支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えない（経営組織第6章の（5）の3つ目の・の④）。

第 1 1. 【財産目録の作成について】

財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表科目、場所・物量等、取得年度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額、貸借対照表価額を詳細に表示するために作成するものであり、運用上の取扱い別紙 4 に定める様式（以下、「様式」という。）及び様式の表の欄外に示された記載上の留意事項（以下、「様式等」という。）に従って作成しなければならない（会計省令第 3 1 条、第 3 4 条、運用上の取扱い 2 7、別紙 4）が、建物の取得年度が記載されていないもの、土地又は建物について帰属する拠点区分の表示がかっこ書きでなされていないもの、車輛運搬具の会社名の記載がないもの等の様式等に従っていない事案がみられた。

➡財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表科目、場所・物量等、取得年度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額、貸借対照表価額を詳細に表示するために作成するものであり、様式等に従って作成しなければならない（会計省令第 3 1 条、第 3 4 条、運用上の取扱い 2 7、別紙 4）。

➡建物の取得年度の記載について

建物についてのみ「取得年度」欄を記載すること（様式の表の欄外に示された記載上の留意事項の 6 つ目の・）。

➡土地又は建物が帰属する拠点区分の表示について

「I 資産の部」の「2 固定資産」中「土地」又は「建物」の「場所・物量等」の欄には、記載例に従い、「(○拠点) ○○市○○町…」のように、帰属する拠点区分を、かっこ書きで表示すること。

➡車輛運搬具の会社名の記載について

「I 資産の部」の「2 固定資産」中「車輛運搬具」の「場所・物量等」の欄の ○○には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とすること（様式の表の欄外に示された記載上の留意事項の 8 つ目の・）。

➡様式に示されるその他の記載例について

以上の他、財産目録の作成に際しては、次のように、様式に示される記載例に従って記載すること（例示中「○○」又は「○」の部分には、適切な文言を記載すること。また、「等」をかっこ書きで表記している部分については、該当する事項が当該事項を含め複数ある場合は「等」を付し、該当する事項が当該事項のみの場合は「等」を削除すべきことを示す。）。

- ・ 「I資産の部」の「1流動資産」中「普通預金」の「場所・物量等」の欄には、記載例に従い、「〇〇銀行〇〇支店（他）」のように記載すること。
- ・ 「I資産の部」の「1流動資産」中「事業未収金」の「使用目的等」の欄には、記載例に従い、「〇月分介護報酬（等）」のように記載すること。
- ・ 「I資産の部」の「2固定資産」の「(2)その他の固定資産」中「〇〇積立資産」の「場所・物量等」の欄には、記載例に従い、「定期預金〇〇銀行〇〇支店（等）」のように記載すること。
- ・ 「I資産の部」の「2固定資産」の「(2)その他の固定資産」中「〇〇積立資産」の「使用目的等」の欄には、記載例に従い、「将来における〇〇の目的のために積み立てている定期預金（等）」のように記載すること。
- ・ 「II負債の部」中「…借入金」の「場所・物量等」の欄には、記載例に従い、「〇〇銀行〇〇支店（他）」(独立行政法人福祉医療機構からの借入がある場合は「独立行政法人福祉医療機構（他）」)のように記載すること。
- ・ 「II負債の部」の「1流動負債」中「事業未払金」の「場所・物量等」の欄には、記載例に従い、「〇月分水道光熱費（他）」のように記載すること。
- ・ 「II負債の部」の「1流動負債」中「職員預り金」の「場所・物量等」の欄には、記載例に従い、「〇月分源泉所得税（他）」のように記載すること。

➡様式の表の欄外に示されたその他の記載上の留意事項について

以上の他、財産目録の作成に際しては、次のように、様式の表の欄外に示されたその他の記載上の留意事項に留意して記載すること。

- ・ 土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載すること。
- ・ 同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載すること。
- ・ 科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させること。
- ・ 「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しないこと。
- ・ 「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。
- ・ 減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄を記載すること。また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載すること。
- ・ 預金に関する口座番号は任意記載とすること。

第12.【財産目録に記載する基本財産の表記について】

基本財産は定款の記載事項であることから、財産目録に記載する基本財産の表記は、定款の規定と一致する必要があるが、基本財産である土地又は建物に係る「場所・物量等」の欄に記載された所在地の表記が、定款に基本財産として規定された当該不動産の所在地の表記と異なっている事案がみられた。

➡財産目録は、法人の資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものである（会計省令第31条）ところ、基本財産は定款の記載事項であることから、財産目録に記載する基本財産の表記は、定款の規定と一致する必要がある（ガイドラインⅢの3の（5）の3の着眼点の1つめの○の後段より編集）。

➡基本財産である土地又は建物に係る「場所・物量等」の欄に不動産の所在地を記載するときは、定款に基本財産として規定された当該不動産の所在地の表記と一致させること。

➡定款に基本財産として土地又は建物の所在地を表記するときは、不動産を特定して記載する必要があるため、不動産登記簿謄本による表示に基づき、土地については地番（例：○番△）を、建物については地番に基づく住所表示（例：○番地△）を用いて表記するが、財産目録に基本財産である土地又は建物の所在地を表記するときは、土地については地番を、建物については地番に基づく住所表示を用いて表記すること。

なお、「住居表示に関する法律」に基づく住居の表示は、別の不動産と同じ可能性があるため、不動産の特定に使用することはできないことに留意すること。

以上

別表1 指摘方法別の件数の集計

	文書指摘	口頭指摘	合計	助言
法人運営	45	188	233	43
会計管理	8	113	121	15
合計	53	301	354	58

凡例

文書指摘：法令や通知等の違反が認められる場合

口頭指摘：法令や通知等の違反が認められるが、違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘を行わずとも改善が見込める場合

助言：法令や通知等の違反には該当しないが、法人運営に資すると考えられる事項

※表中の件数は、同じ内容の指摘又は助言を複数の法人に行った場合は、その延べ件数を表しています。

別表2 項目別の件数の集計

	法人	会計	合計
文書指摘	45	8	53
口頭指摘	188	113	301
助言	43	15	58
合計	276	136	412

ガイドラインの項目（白地のものを除く。）	文書指摘	口頭指摘	助言	合計
1-1定款		7	2	9
1-2内部管理体制				
1-3-(1)評議員・評議員会（選任）	2	27	4	33
1-3-(2)評議員・評議員会（招集・運営）	9	24	13	46
1-4-(1)理事（定数）				
1-4-(2)理事（選任及び解任）	1	11		12
1-4-(3)理事（適格性）	4	19	1	24
1-4-(4)理事（理事長）		2		2
1-5-(1)監事（定数）				
1-5-(2)監事（選任及び解任）	8	29		37
1-5-(3)監事（職務・義務）		2		2
1-6-(1)理事会（審議状況）	8	31	6	45
1-6-(2)理事会（記録）	2	5	6	13
1-6-(3)債権債務の状況				
1-7会計監査人				
1-8-(1)評議員等の報酬（報酬）	6	5		11
1-8-(2)評議員等の報酬（支給基準）	2	6		8
1-8-(3)評議員等の報酬（支給）	1	1		2
1-8-(4)評議員等の報酬（公表）		3		3
2-1事業一般				
2-2社会福祉事業				
2-3公益事業				
2-4収益事業				
3-1人事管理				
3-2-(1)資産管理（基本財産）		1		1
3-2-(2)資産管理（基本財産以外の財産）				
3-2-(3)資産管理（株式保有）				
3-2-(4)資産管理（不動産の借用）	1			1
3-3-(1)会計の原則				
3-3-(2)規程・体制	1	29	4	34
3-3-(3)会計処理	3	29	7	39
3-3-(4)会計帳簿		3		3
3-3-(5)附属明細書等	4	52	3	59
会計（その他）			1	1
3-4-(1)その他（特別の利益供与の禁止）				
3-4-(2)その他（社会福祉充実計画）				
3-4-(3)その他（情報の公表）		6		6
3-4-(4)その他（その他）	1	8	10	19
法人（その他）		1	1	2
合計	53	301	58	412

別表3 複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘とされた事案

区分	項目	監査事項	文書指摘基準	摘要	該当法人数
法人	1-3-(2)評議員・評議員会（招集・運営）	2 決議が適正に行われているか。	決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない場合	評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることができない（法第45条の9第8項）ことから、当該特別の利害関係を有する評議員の存否について、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておく必要があるが、この確認を行っていない事案がみられた。	文書指摘 5 口頭指摘 2 合計 7
法人	1-4-(3)理事（適格性）	1 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。	理事の選任手続において、理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認していない場合	法人は、理事の選任に当たり、理事の選任候補者が欠格事由に該当しないか、評議員又は監事を兼ねていないか及び暴力団員等の反社会的勢力の者でないか、並びに理事のうちに各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれることとならないか（以下、「理事選任候補者の消極事項への該当の有無等」という。）について確認を行う必要がある（法第44条第1項により準用される法第40条第1項、法第40条第2項、第44条第2項、第6項、規則第2条の10、審査基準第3の1の（6））が、理事の選任手続において、理事選任候補者の消極事項への該当の有無等を確認していない事案がみられた。	文書指摘 2 口頭指摘 2 合計 4
法人	1-5-(2)監事（選任及び解任）	1 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない場合	理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数の同意を得なければならない（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）が、この同意を得ていない事案がみられた。	文書指摘 3 口頭指摘 1 合計 4

別表3 複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘とされた事案

区分	項目	監査事項	文書指摘基準	摘要	該当法人数
法人	1-5-(2) 監事（選任及び解任）	2 監事となることができない者が選任されていないか。	監事の選任手続の過程において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと、理事又は職員を兼ねていないこと、各役員と特殊関係にある者が含まれていないこと、暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないことについて確認していない場合	法人は、監事の選任に当たり、監事の選任候補者が欠格事由に該当しないか、評議員、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねていないか及び暴力団員等の反社会的勢力の者でないか、並びに監事のうちに各役員（理事及び監事）について特殊の関係にある者が含まれることとならないか（以下、「監事選任候補者の消極事項への該当の有無等」という。）について確認を行う必要がある（法第44条第1項により準用される法第40条第1項、第2項、第44条第2項、第7項、規則第2条の11、審査基準第3の1の（6））が、監事の選任手続において、監事選任候補者の消極事項への該当の有無等を確認していない事案がみられた。	文書指摘 2 口頭指摘 2 合計 4
法人	1-6-(1) 理事会（審議状況）	2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	議案（決議）について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない場合	理事会の決議には、その決議について特別な利害関係を有する理事が加わることができない（法第45条の14第5項）ことから、当該特別な利害関係を有する理事の存否について、その決議を行う前に、法人が各理事について確認しておく必要があるが、この確認を行っていない事案がみられた。	文書指摘 5 口頭指摘 1 合計 6

別表3 複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘とされた事案

区分	項目	監査事項	文書指摘基準	摘要	該当法人数
法人	1-6-(1)理事会（審議状況）	2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	理事会の決議を要する事項について決議が行われていない場合	<p>理事長等の理事に委任されていない法人の業務執行の決定については、理事会の決議によることを要する（法第45条の13第2項第1号、ガイドラインIの6の（1）の2の着眼点の2つ目の○）が、次のように、理事会の決議により決定していない事案がみられた。</p> <p>1. 理事長に委任されていない契約に係る理事会決議 理事長に委任されていない不動産売買契約や工事請負契約の決定について、理事会の決議によらず、理事長が決定している事案がみられた。</p> <p>2. 利益相反取引の承認に係る理事会決議 理事は、理事が自己又は第三者のために社会福祉法人と取引（以下、「利益相反取引」という。）をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条第1項第2号）が、理事の利益相反取引について、理事会の承認を受けていない事案がみられた。</p> <p>3. 内部規程の改正に係る理事会決議 内部規程には、評議員選任・解任委員会の運営についての細則、経理規程及び定款施行細則等、理事会において定めることとされている規定がある（定款例第6条第3項後段、第34条及び第40条）が、これらの規程について、理事会の決議によらずに改正している事案がみられた。</p>	<p>文書指摘 3 <u>口頭指摘 2</u> 合計 5</p>

別表3 複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘とされた事案

区分	項目	監査事項	文書指摘基準	摘要	該当法人数
法人	1-6-(2)理事会（記録）	1 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。	議事録に必要事項が記載されていない場合	理事会は、法人の業務執行の決定等を決議により行う重要な機関であり、その決議の内容については、議事録に適切に記録される必要がある（法第45条の14第6項、規則第2条の17）が、議案を承認した決議について、議事録に当該事項に係る議事の経過の要領及びその結果の記載が欠落している事案のほか、議事録に決議の内容の記載を欠いていたたり、別添文書として引用した文書（議案書及びその説明のための参考資料等の文書）が綴じられていないため、決議の内容を確認することができない事案がみられた。	文書指摘 2 口頭指摘 1 合計 3
法人	1-8-(1)評議員等の報酬（報酬）	2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていない場合	理事の報酬等の額は、定款に定めていない場合には、評議員会の決議によって定める必要がある（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条）が、定款に理事の報酬等の額を定めておらず、かつ評議員会の決議によっても定めていない事案がみられた。	文書指摘 3 口頭指摘 2 合計 5
法人	1-8-(1)評議員等の報酬（報酬）	3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	定款に監事の報酬等の額が定められていない場合に、監事の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていない場合	監事の報酬等の額は、定款に定めていない場合には、評議員会の決議によって定める必要がある（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項）が、定款に監事の報酬等の額を定めておらず、かつ評議員会の決議によっても定めていない事案がみられた。	文書指摘 3 口頭指摘 2 合計 5
法人	1-8-(2)評議員等の報酬（支給基準）	1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定めているか。	理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない場合	理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等の支給の基準には、役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分及び報酬等の金額の算定方法並びに支給の方法等を定めなければならない（法第45条の35第1項、規則第2条の42）が、これらの事項が定められていない事案がみられた。	文書指摘 2 口頭指摘 3 合計 5

別表3 複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘とされた事案

区分	項目	監査事項	文書指摘基準	摘要	該当法人数
会計	3-3-(5) 附属明細書等	3 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。	財産目録が様式に従っていない場合	財産目録は、法人のすべての資産及び負債について、貸借対照表科目、場所・物量等、取得年度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額、貸借対照表価額を詳細に表示するために作成するものであり、運用上の取扱い別紙4に定める様式及び同様式の表の欄外に示された記載上の留意事項（以下、「様式等」という。）に従って作成しなければならない（会計省令第31条、第34条、運用上の取扱い27、別紙4）が、建物の取得年度が記載されていないもの、土地又は建物について帰属する拠点区分の表示がかっこ書きでなされていないもの、車輛運搬具の会社名の記載がないもの等の様式等に従っていない事案がみられた。	文書指摘 2 口頭指摘 3 合計 5
会計	3-3-(5) 附属明細書等	3 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。	基本財産が定款と一致しない場合	基本財産は定款の記載事項であることから、財産目録に記載する基本財産の表記は、定款の規定と一致する必要がある（ガイドラインⅢの3の（5）の3の着眼点の1つめの○の後段）が、基本財産である土地又は建物に係る「場所・物量等」の欄に記載された所在地の表記が、定款に基本財産として規定された当該不動産の所在地の表記と異なっている事案がみられた。	文書指摘 2 口頭指摘 3 合計 5